ニ 代上廿七〇一
ホ 代上廿七〇廿五

いて宗家の長イスラエルの支派の牧伯等千人の長百人の長および王の工事を掌どる者等誠意より獻物をおせり　七 ろの神の家の泰事のために獻げたる者い金五千タラント一萬ダリク銀一萬タラント銅一萬八千

ヘ 代上廿六〇廿一
ト 申後九〇七

タラント鐵十萬タラント　八 また寶石ある者いゲルション人ヱヒエルの手に託て之を神の家の府庫に納めたり　九 彼ら斯誠意よりみづから進んでヱホバに獻げたれば民ろの獻ぐるを喜べり、ダビデ王もまた大

チ 太六〇十三 提前一〇十七 默五〇十三
リ 詩十一〇廿六

に喜びぬ　十 茲にダビデ全會衆の前にてヱホバを頌へたり、ダビデの曰く我らの先祖イスラエルの神ヱホバよ汝い世々限なく頌へまつるべきなり　十一 ヱホバよ權勢と能力と榮光と光耀と威光とい汝に屬す、凡て天にある者地にある者いみな汝に屬すヱホバよ國もまた汝に屬す、汝い萬有の首と崇られたまふ　十二 富と貴とい共に汝より出づ、汝い萬有を主宰たまふ、汝の手にい權勢と能力あり、汝の手い能く一切をして大ならしめ又強くならしむるなり　十三 然れば我儕の神よ我儕今なんぢに感謝し汝の尊き名を讃美す　十四 但し我ら

ヌ 詩廿九〇十二 東十一〇十三 戦前二〇十一
ル 伯十四〇二 詩九十〇九、百二〇十一、百十四〇四

斯のごとく自ら進んで獻ぐることを得たるも我い何ならんやまた我民い何ならんや、萬の物い汝より出づ、我らい只汝の手より受て汝に獻げたるなり　十五 汝の前にありてい我らい先祖等のごとく客旅たり寄寓者たり、我らの世にある日い影のごとし望む所ある無し、　十六 我らの神ヱホバよ汝の聖名のために汝に家を

チ 申上十六〇七 代上廿八〇九
リ 詩十一〇廿

建んとて我らが備へたる此衆多の物い凡て汝の手より出づ、亦皆汝のものなり　十七 我神よ我また知る汝い心を鑒みたまひ又正直を悅びたまふ、我い正き心をもて眞實より此一切の物を獻げたり、今我また此にある汝の民が眞實より獻物をするを見て喜悅にたへざるなり　十八 我らの先祖アブラハム、イサク、イスラエルの神ヱホバよ汝の民をして此精神を何時までもろの心の思念に保たしめろの心を固く汝に歸せしめたまへ　十九 又わが子ソロモンに完全心を與へ汝の誡命と汝の証言と汝の法度を守らせて之をことごとく行

カ 詩七十二〇一

ヨ 代上廿二〇十四、廿九〇二

はせ、我ごの備をなせるろの殿を建させたまへ　二十 ダビデまた全會衆ゐむかひて汝ら今なんぢらの神ヱホバを頌へよと言ければ全會衆ろの先祖等の神ヱホバを頌へ俯てヱホバと王とを拜せり　二一 而して其翌日ゐ至りてイスラエルの一切の人のためにヱホバに犧牲を獻げヱホバに燔祭を献げたり其牡牛一千牡羊一千羔羊一千またろの灌祭と祭物夥多しかりき　二二 ろの日彼ら大に喜びてヱホバの前に食ひかつ飲み、さらに改めてダビデの子ソロモンを王とおしヱホバの前にてこれに膏をろゝ沱て主君となし又ザドクを祭司となせり　二三 かくてソロモンいヱホバの位に坐しろの父ダビデに代りて王となりろの繁榮を極む、イスラエルみな之に從ごふ　二四 また一切の牧伯等勇士等およびダビデ王の諸の子等みなソロモン王に服事す　二五 ヱホバイスラエルの目の前にてソロモンを甚だ大ならしめ彼より前のイスラエルの王の未だ得たること有ざる王威を之に賜へり○　二六 夫ヱッサイの子ダビデいイスラエルの全地を治めたり　二七 ろのイスラエルを治めし間い四十年なり即ちヘブロンゐて七年世ををさめ、エルサレムゐて三十三年世を治めたりき　二八 遐齡にいたり年も富も尊貴も滿足て死り、其子ソロモンこれゐ代りて王となる　二九 ダビデ王が始より終まで爲たる事等い先見者サムエルの書預言者ナタンの書および先見者ガドの書に記さる　三十 其中ゐいまた彼の政治とろの能力および彼とイスラエルと國々の諸の民に臨みしところの事等を載す

タ 王上一〇廿五、廿九
レ 傳八〇二
ソ 王上三〇十三 代下一〇十二 傳二〇九
ツ 申下五〇四 王上二〇十一
子 申下五 五
ナ 創廿五〇八
ラ 代上廿三〇一
ム 但二〇廿一

歴代志畧上　終

イ 王上二〇四十六
ロ 創廿九〇二
ハ 代上廿九〇廿五
ニ 代上廿七〇一
ホ 王上三〇四 代上十六〇卅九、廿一〇廿九
ヘ 伯下六〇二、十七 代上十五〇一
ト 出卅一〇二
チ 出廿七〇一、二、卅八〇一、二
リ 王上三〇四
ヌ 王上三〇五、六
ル 代上廿八〇五
ヲ 王上三〇七、八
ワ 民廿七〇十七 申卅一〇二
カ 王上三〇九
ヨ 王上三〇十一、十二、十三
タ 代上廿九〇廿五 代下九〇廿二、傳二〇九

歷代志畧下

第一章

一 ダビデの子ソロモン堅くその國にたてり、その神ヱホバこれとともに在して之を甚だ大ならしめたまひき　二 茲にソロモンイスラエルの一切の人々すなわち千人の長、百人の長、裁判人ならびにイスラエルの全地の諸の牧伯等宗家の長おのおのに告る所あり　三 而してソロモンおよび全會衆ともにギベオンなる崇邱に往り、ヱホバの僕モーセが荒野にて作りたる神の集會の幕屋かしこにあれば　四 なれど神の契約の櫃はダビデすでにキリアテヤリムよりこれが爲に備へたる處に携へ上りダビデ曩にエルサレムにて之が爲に幕屋を張まふけたりき　五 またホルの子ウリの子なるベザレルが作りたる銅の壇彼處にありヱホバの幕屋の前にあり、ソロモンおよび會衆これに就きて求む　六 即ちソロモン彼處に上りゆき集會の幕屋の中にあるヱホバの前なる銅の壇に就き燔祭一千を其上に献げたり　七 その夜神ソロモンに顯れて曰ひけるは我なんぢに何を與ふべきか求めよ　八 ソロモン神に申しけるは汝は我父ダビデに大なる恩惠をほどこし又我をして彼に代りて王となしたまへり　九 今ヱホバ神よ願くは我父ダビデに宣ひし事を堅うしたまへ其は汝地の塵のごとき衆多の民の上に我を王となしたまへばなり　十 我が此民の前に出入することを得んためは今我に智慧と智識とを與へたまへ斯のごとき大なる汝の民を誰か鞫きえんや　十一 神ソロモンに言たまひけるは此事なんぢの心にあり汝は富有をも財寶をも尊貴をも汝を惡む者の生命をも求めずまた壽長からんことをも求めず惟智慧と智識とを己のためにもとめて我が汝を王となしたる我民を鞫かんとすれば　十二 智慧と智識は已に汝に授かれり、我また汝に富有と財寶と尊貴とを汝に與へん、汝の後の者もまた是のごときを得ざるべし　十三 斯てソロモンは

レ 王上四〇廿六、十〇廿六 代下九〇廿五
ツ 王上十〇廿七 伯廿二〇廿四
ネ 王上十〇廿八、廿九 代下九〇廿七
ナ 王上十〇廿八、廿九 代下九〇廿八
イ 王上五〇五
ロ 王上五〇十五 代下二〇十三
ハ 代上十四〇一
ニ 代下二〇一
ホ 出廿〇七
ヘ 出廿五〇廿 利廿四〇八
ト 民廿八〇三、九、十一
チ 詩百卅五〇五
リ 王上八〇廿七 代下六〇十八 箴六十六〇一
ヌ 代上廿二〇十五
ル 王上五〇六

ギベオンの崇邱を去り集會の幕屋の前を去りてエルサレムに歸りイスラエルを治めたり○ソロモン戰車と騎兵とを集めしに戰車一千四百輛騎兵一萬二千人ありき、ソロモンこれを戰車の邑々に置き又エルサレムにて王の所に置り　王銀と金とを石のごとくエルサレムに多からしめまた檜樹を平野の桑樹のごとく多からしめたり　ソロモンの有る馬い皆エジプトよりひきたれり王の商賈一群一群となして之を取いだし群ごとに價金をはらへり　エジプトより取いだして携へ上る戰車一輛い銀六百、馬一匹い百五十なりき、是のごとくヘテ人の諸の王等およびスリアの王等のためにもうの手をもて取いだせり

第二章

一 扨にソロモンエホバの名のために一の家を建て、また己の國のために一の家を建んとし　二 ソロモンすなはち荷を負べき者七萬人、山において木や石を砍べき者八萬人、是等を監督すべき者三千六百人を數へ出せり　三 ソロモンまづツロの王ヒラムに人を遣して言しめけるい汝とわが父ダビデにうの住むべき家を建る檜樹をおくれり、請ふ彼になせしごとく亦我にもせよ　四 今我わが神エホバの名のために一の家を建て之を聖別て彼に奉つり彼の前に馨しき香を焚き常に供前のパンを供へ燔祭を朝夕に献げまた安息日月朔ならびに我らの神エホバの節期などに献げんとす、是いイスラエルの永く行ふべき事なれば　五 我建る家い大なり、其い我らの神い諸の神よりも大なればなり　六 然あがら天も諸天の天も彼を容ることを能はざれば誰か彼のために家を建ることを得んや、我い何人ぞや、爭か彼のために家を建ることを得ん、唯彼の前に香を焚くためのみ　七 然ば請ふ今金銀銅鉄の細工および紫、赤青の製造に精しく雕刻の術に巧なる工人一箇を我に遣り、我父ダビデの備へおきたるユダとエルサレムのわゞの工人とともに操作しめよ　八 請ふ汝また檜樹、松木および白檀をレバノンより我におくれ、我なんぢの僕等がレバノンにて木を砍ることを善するを知るなり、我僕また汝の僕と共に操作べし　九 是のごとくして我ために材木を多く備へしめよ、其い我が建んとする家い高大を極むる者なるべければなり　十 我い木を砍る汝の僕に搗麥二萬石、大麥二萬石、酒二萬バテ、油二萬バテを與ふべしと　十一 是わおいてツロの王ヒラム書をソロモンにおくりて之に答へて云ふエホバろの民を愛するが故に汝をもて之が王とおせりと　十二 ヒラムまた言けるい天地の造主なるイスラエルの神エホバい讃べきかな彼い ダビデ王に賢き子を與へて之に分別と才智とを賦け之をしてエホバのために家を建てまた己の國のために家を建ることを得せしむ　十三 今我わが達人ヒラムといふ才智ある工人一人を汝におくる　十四 彼い ダンの子孫たる婦の產る者にて其父い ツロの人おるが金銀銅鉄木石の細工および紫布、青布、細布、赤布の織法に精しく又能く各種の雕刻を爲し奇巧を凝して諸の工をおすなり、然ば彼を用ゐてなんぢの工人および汝の父わゞの主ダビデの工人とともに操作しめよ　十五 是わついては我主の宣まへる小麥、大麥、油および酒をうの僕等に遣りたまへ　十六 汝の凡て需むるごとく我らレバノンより木を砍いだしこれを筏にくみて海よりヨッパにおくるべければ汝これをエルサレムに運びのぼりたまへと　十七 こゝにおいてソロモンうの父ダビデゞ核數しごとくイスラエルの國にある異邦人をことごとく核數みるに合せて十五萬三千六百人ありけるば　十八 うの七萬人をもて荷を負ふ者となし、八萬人をもて山にて木や石を砍る者となし、三千六百人をもて民を操作かしむる監督者となせり

第三章

一 ソロモンエルサレムのモリア山にエホバの家を建ることを始む、彼處いうの父ダビデにエホバの顯されたまひし所にて即ちエブス人オルナンの打場の中にダビデゞの備へし處なり　二 之を建ることを始めたるいうの治世の四年の二月二日なり　三 神の家を建るためにソロモンの置たる基い是のごとし、長

ヲ 王上九〇十一
ワ 王上十〇九 代下九〇八
カ 一〇二〇 詩卅三〇六、百二〇廿五、百廿四〇八、百卅八〇五、六、徒四〇廿二十四〇十五、默十二〇六
ヨ 王上五〇七
タ 王上七〇十三、十四
レ 代下二〇十
ソ 王上五〇八、九
ツ 王上五〇十三、十五〇十六、九〇廿一、廿八、廿二〇一
ネ 代上廿二〇二
ナ 代下二〇二
イ 創廿二〇二、十四
ロ 王上六〇一
ハ 代上廿二〇十八、廿二〇一
ニ 王上六〇二

六十キュビト濶二十キュビト、皆古の尺を循がふ　四　家の前の廊い家の濶に応たがひてうの長二十キュ
ビト、またうの高い百二十キュビト、うの内い純金をもて蔽ふ　五　またうの大殿い松の木をもて張つめ、美
金をもて之を蔽ひ、うの上に棕櫚と鏈条の形を施ふし　六　また寶石をもてうの家を美しく飾る、うの金いパ
ルワイムの金なり　七　彼また金をもてうの家うの梁うの閾うの壁および戸を蔽ひ、壁の上にケルビム
を刻つく　八　また至聖所の家を造りしがうの長い家の濶に応たがひて二十キュビト、うの濶も二十キュ
ビト、美金をもてこれを蔽ふ、うの金六百タラント　九　うの釘の金い重五十シケル、また上の室も金にて覆
ふ　十　また至聖所の家の内に刻鐫めたる二のケルビムを造り金をこれに覆ふ　十一　うのケルビムの翼い長二
十キュビト、此ケルビムの一の翼い五キュビトにして家の壁に達し、うの他の翼も五キュビトにして彼の
ケルビムの翼に達ず　十二　また彼ケルビムの一の翼い五キュビトにして家の壁に達しうの他の翼も五キュビ
トにして此ケルビムの翼と相接はる　十三　是等のケルビムの翼いうの舒ひろがるゐと二十キュビト、共にう
の足にて立ち、うの面を家ゐ向く　十四　彼また青、紫、赤の布および細布をもて障蔽の幕を作り、ケルビムをう
の上に繡ふ　十五　また家の前に柱二本を作る、うの高い三十五キュビト、うの頂の頭い五キュビト　十六　また環飾
を造り、鏈索を之に繞らしてこれを柱の頂に施ふし、石榴一百をつくりてうの鏈索の上に施てす　十七　この柱
を拜殿の前に竪て一本を右に一本を左に置ゐ、右なる者をヤキンと名け、左なる者をボアズと名く

第四章

一　ソロモンまた銅の壇を作れり、うの長二十キュビト、濶二十キュビト、うの高十キュビト、二　また
海を鑄造れり、此邊より彼邊まで十キュビトにしてうの周圍い圓くうの高い五キュビトうの、周圍にい
三十キュビトの繩をめぐらすべし　三　うの下にい牛の像ありてうの周圍を繞る、即ち一キュビトに十宛ゐ

ホ 王上六〇三
ヘ 王上六〇十七
ト 王上六〇廿三
チ 出廿六〇廿一　太廿七〇五十一　來九〇三
リ 王上七〇十五　歴廿一五十二〇廿一　耶
ヌ 王上七〇廿
ル 王上七〇廿一
イ 出廿七〇二、二〇十四　結四十三〇十三十六　王下十六
ロ 王上七〇廿三
ハ 王上七〇廿四　歴廿六

りて海の周圍を繞れり、此牛い二行にして海を鑄る時に鑄付たるなり　四　うの海い十二の牛の上に立り、う
の三ゐ北にむかひ、三い西にむかひ、三い南にむかひ、三い東にむかふ、海ゐうの上にありて牛の後ゐ之ゐ
内にむかふ　五　うの厚い手寛、うの邊い百合花形にして杯の瀆の如くに作れり、是い三千バテを受容る　六　彼
また洗盤十箇を作りて五箇を右に五箇を左に置たり是いものを洗ふ所にして、燔祭の品をうの中にて濯
ぐ、海い祭司ゐ其身を洗ふ處なり　七　また金の燈臺十をうの例規に從ひて作り、拜殿の中に五を右に五を左
に置き　八　また案十を作りて拜殿の中に五を右に五を左に据ゆ、又金の鉢一百を作れり　九　彼また祭司の庭
と大庭ゐおよび庭の戸を作り、銅をもてうの扉を覆ふ　十　海い東のかた右の方に置て南に向たしむ　十一　ヒラム
また鍋と火鏟と鉢とを作れり、斯ヒラムいソロモン王のためになせる神の家の諸の工事を終たり　十二　即ち
二の柱と毬とうの二の柱の頂の頭ゐおよびうの柱の頂なる頭の二の毬を包む二の網工　十三　ならびに其ふたつ
の網工の上にはどとす石榴四百、この石榴い各々の網工の上に二行づゝありて柱の頂なる頭の二の毬を
包む　十四　また臺を作り臺の上の洗盤を作れり　十五　また一の海とうの下なる十二の牛　十六　および鍋、火鏟、肉叉な
どヒホバの家の諸の器具を達人ヒラムソロモン王の爲ゐ作りたり、是みな磨銅ゐり　十七　王ヨルダンの窪地
に於てスコテとゼレダタの間の黏土の地にて是等を鑄させたり　十八　是のごとくソロモン是らの諸の器皿を
甚だ多く造りたれバうの銅の重い測られざりき　十九　ソロモン神の家の一切の器皿を造れり、即ち金の壇、供
前のパンを載る案　二十　また定規のごとく神殿の前ゐて火をともすべき純金の燈臺およびうの燈盞　二一　うの
花うの燈盞うの燈鉗、是等い金の純精なる者なり　二二　また剪刀、鉢、匙、火盤、是等も純金なり、又家の内の
戸すなわち至聖所の戸ゐおよび拜殿の戸の肘鈕、是も金なり

ニ 王上七〇廿六
ホ 王上七〇廿八
ヘ 王上七〇十九
ト 出廿五〇卅一、四十
チ 王上七〇四十八
リ 王上六〇卅六
ヌ 王上七〇卅九
ル 王上七〇四十
ヲ 王上七〇四十一
ワ 王上七〇廿
カ 王上七〇廿七　四十三
ヨ 王上七〇十四　四十五
タ 王上七〇四十六
レ 王上七〇四十七
ソ 王上七〇四十八至五十
ツ 出廿五〇卅
子 出廿七〇廿七
ナ 出廿五〇卅一

イ 王上七〇五十一
ロ 王上八〇一
ハ 母下六〇十二
ニ 王上八〇二
ホ 代下七〇八至十

第五章

一 斯ソロモンがエホバの家のために爲る一切の工事をなれり、是おいてソロモンろの父ダビデが奉納たる物なる金銀および諸の器皿を携へいりて神の家の府庫の中に置り○ 二 茲おソロモンエホバの契約の櫃をダビデの邑シオンより舁のぼらんとてイスラエルの長老等と諸の支派の長等イスラエルの子孫の宗家の長をエルサレムに召集めければ 三 イスラエルの人みな七月の節筵に當りし王の所お集まり 四 イスラエルの長老等をな至りレビ人契約の櫃を執あげ 五 ろの契約の櫃と集會の幕屋と幕屋にありし諸の聖器を舁のぼれり、即ち祭司レビ人これを舁のぼりぬ 六 時おソロモン王および彼の許に集まれるイスラエルの會衆契約の櫃の前おありて羊と牛を献げたりしごろの數多くして書すことも數ふることも能むざりき 七 かくて祭司等エホバの契約の櫃をろの處に舁いれたり即ち室の神殿ある至聖所の中のケルビムの翼の下に舁いりぬ 八 ケルビムい翼を契約の櫃の所の上に舒べ、ケルビム上より契約の櫃とろの杠を掩ふ 九 杠長かりければ杠の末い神殿の前の契約の櫃より見えたり、然れども外にい見えざりき、其い今日まで彼處にあり 十 契約の櫃の内にい二枚の板の外何もあらず、是いイスラエルの子孫のエジプトより出たる時エホバが彼らと契約を結びたまへる時にモーセがホレブにて藏めたる者なり 十一 斯て祭司等い聖所より出たり此にありし祭司いみな身を潔めろの班列によらずして職務をなせり 十二 またレビ人の謳歌者すなはちアサフ、ヘマン、エドトンおよび彼らの子等と兄弟等いみな細布を纏ひ鐃鈸と琴と琴とを操て壇の東に立り、また祭司百二十人彼らとともにありて喇叭を吹り 十三 喇叭を吹く者と謳歌者とい一人のごとくに聲を齊うしてエホバを讚かつ頌へたりしが彼ら喇叭鐃鈸等の樂器をもちて聲をふりたて善かなエホバろの矜憫い世々限なしと言てエホバを讚ける時に雲ろの室すなはちエホバの室に充り 十四 祭司い雲の故

ヌ 出四十〇廿五 代下七〇二
イ 王上八〇十二
ロ 利十六〇二

第六章

一 是においてソロモン言けるいエホバい濃き雲の中に居んと言たまひしが 二 我汝のために住むべき家、永久に居べき所を建たりと 三 而して王ろの面をふりむけてイスラエルの全會衆を視せり、時にイスラエルの會衆い皆立をれり 四 彼いひけるいイスラエルの神エホバい讚べき哉、エホバいろの口をもて吾父ダビデに言ひろの手をもて之を成とげたまへり 五 即ち言たまひけらく我いわが民をエジプトの地より導き出せし日より我名を置べき家を建しめんためにイスラエルの諸の支派の中より何の邑をも選ばずまた無く又何人をも選ばて我民イスラエルの君となせしおよと無し 六 只我むわが名を置くためにエルサレムを選みまた我民イスラエルを治めしむるためにダビデを選めり 七 夫イスラエルの神エホバの名のために家を建ることい我父ダビデの心にありき 八 然るにエホバわが父ダビデに言たまひけるい我名のために家を建ることと汝の心おあり、汝の心にての事あるい善し 九 然れども汝いろの家を建べからず、汝の腰より出る汝の子ろの人わが名のために家を建べしと 十 而してエホバろの言たまひし言をおこなひたまへり、即ち我わが父ダビデに代りて立ち、エホバの言たまひしごとくイスラエルの位に坐し、イスラエルの神エホバの名のために家を建て 十一 ろの中にエホバがイスラエルの子孫におしたまひし契約を容る櫃ををさめたりと○ 十二 ソロモンイスラエルの全會衆の前にてエホバの壇の前に立てろの手を舒ぶ 十三 ソロモンさきに長五キユビト濶五キユビト高三キユビトの銅の臺を造りてこれを庭の眞中に据おきたりしが乃ちろの上に立ちイスラエルの全會衆の前にて膝をかゞめ其手を天に舒て 十四 言けるいイスラエルの神エホバよ天にも地にも汝のごとき神おし、汝い契約を保ちたまひ、心を全うして汝の前に歩むところの汝の僕等に恩

ヌ 出四十〇廿五 代下七〇二
イ 王上八〇十二
ロ 利十六〇二
ハ 代下十二〇十三
ニ 代上廿八〇四
ホ 母下七〇二
一 世八〇二
ヘ 代下五〇十
ト 王上八〇廿二
チ 出十五〇十一 申四〇廿九七〇九

リ 代上廿二〇九

ヌ 母下七〇十二、十六　王上二〇四、六〇十二　代下七〇十八

ル 詩百卅二〇十二

テ 代下二〇九　箴六十六〇一　徒七〇四十九

ワ 王上十七〇

惠を施こしたまふ　十五　汝い汝の僕わが父ダビデにのたまひし所を保ちたまへり、汝い口をもて言ひ手をもて成就たまへること今日のごとし　十六　イスラエルの神ヱホバよ、然ば汝が僕わが父ダビデに語りて若し汝の子孫うの道を愼みて汝がわが前に歩めるごとくに我律法にあゆまばイスラエルの位に坐する人わが前にて汝に缺ることと無るべしと言たまひし事をダビデのために保ちたまへ　十七　然ばイスラエルの神ヱホバよ汝が僕ダビデに言たまへるなんぢの言わ效驗あらしめたまへ　十八　但し神果して地の上に人とともに居たまふや、夫天も諸天の天も汝を容るわ足ず、況て我が建たる此家をや　十九　然れども我神ヱホバよ僕の祈禱と懇願をかへりて僕が今汝の前わ祈るうの號呼と祈禱を聽たまへ　二十　願くい汝の目を夜晝此家の上即ち汝が其名を置んと言たまへる所の上に開きたまへ、願くい僕かこの處にむかひて祈らん祈禱を聽たまへ　二一　願くい僕と汝の民イスラエルがこの處にむかひて祈る時にうの懇願を聽たまへ、請ふ汝の住處なる天より聽き、聽て赦したまへ　二二　人うの隣人わむかひて罪を犯せることありてうの人誓をもて誓ふことを要められんに若し來りてこの家において汝の壇の前に誓ひなゞ　二三　汝天より聽て行ひ汝の僕等を鞫き惡き者に返報をなしてうの道をうの首に歸し義者を義としてうの義にたがひて之を待ひたまへ　二四　汝の民イスラエルなんぢに罪を犯したるゞために敵の前に敗れんに若なんぢに歸りて汝の名を崇め此家にて汝の前に祈り願ひなば　二五　汝天より聽て汝の民イスラエルの罪を赦し、汝が彼等とうの先祖に與へし地に彼等を歸らしめたまへ　二六　彼らが汝に罪を犯したるがために天閉て雨なからんに彼ら若この處にむかひて祈り汝の名を崇め汝が彼らを苦しめたまふ時にうの罪を離れなゞ　二七　汝天より聽きて汝の僕等なんぢの民イスラエルの罪を赦したまへ、汝既にかれらにうの歩むべき善道を敎へたまへり汝の民に與へて產業となさしめた

カ 代下廿〇九

ヨ 代上廿八〇九

タ 詩十二〇廿　徒八〇廿七

レ 箴廿〇九　傳七〇廿　雅三〇廿　詩壹一〇八

まひし汝の地に雨を降したまへ　二八　若くい國に饑饉あるか、若くい疫病、枯死、朽腐、蟊賊、稻蟲あるか、若くい其敵かれらをうの國の邑に圍む等如何なる災禍如何ある疾病あるとも　二九　もし一人或い汝の民イスラエルみな各々おのれの災禍と憂患を知てこの家にむかひて手を舒なゞ如何なる祈禱如何なる懇願をなすとも　三十　汝の住處なる天より聽て赦し、各々の人にうの心を知たまふごとくうの道々にたがひて報いたまへ其い汝のみ人々の心を知たまへばあり　三一　汝かく彼らをして汝が彼らの先祖に與へたまへる地に居る日の間つねに汝を畏れゑめ汝の道に歩ましめたまへ　三二　且汝の民イスラエルの者にあらずして汝の大なる名と强き手と伸たる腕とのために遠き國より來れる異邦人においてもまた若來りてこの家にむかひて祈らゞ　三三　汝の住處なる天より聽き凡て異邦人の汝に顧もとむるごとく成たまへ、汝かく地の諸の民を去て汝の名を知らしめ汝の民イスラエルの爲ごとくに汝を畏れしめ、又わゞの建たる此家い汝の名をもて稱らるるといふことを知しめたまへ　三四　汝の民うの敵と戰はんとて汝の遣はしたまふ道に進める時もし汝ゞの選びたまへるこの邑およびわが汝の名のためわ建たる家にむかひて汝に祈らば　三五　汝天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助けたまへ　三六　人い罪を犯さゞる者なければ彼ら汝に罪を犯すことありて汝かれらを怒り彼らをうの敵わ付したまひて敵かれらを虜として遠き地または近き地に曳ゆかん時　三七　彼らうの擄れゆきし地において自ら心に了るところあり其俘擄の地において翻へりて汝に祈り我らい罪を犯し悖れる事を爲し惡き事を行ひたりと言ひ　三八　うの擄へゆかれし俘擄の地にて一心一念に汝に立歸り汝がうの先祖わ與へたまへる地わむかひ汝が選びたまへる邑と我が汝の名のために建たる家にむかひて祈らば　三九　汝の住處なる天より彼らの祈禱と懇願を聽て彼らを助け汝の民が汝にむかひて罪を犯したるを赦したまへ　四十　然ば我